

消泡剤（単価契約）仕様書

1 品名 消泡剤（単価契約）

2 用途 処理水の発泡を抑制するもの

3 数量、規格及び効能等

- (1) 同等品の可否の欄に「○」とあり、(3) で例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めない。
- (2) 同等品の可否の欄に「―」とある場合は、規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。）

内訳	品名	規格及び数量	発注予定数量	単位	同等品の可否
1	消泡剤	ア 性状：白色液状、pH6.0 (20℃) イ 主成分：高級アルコール（脂肪酸エステル系混合剤） ウ 安全性：東広島浄化センターからの放流水に添加しても、公共用水域の生態系に影響しないこと。	5,760	kg	×

(3) 基準品 ※基準品の内容が上記規格の付属品を満たしていない場合は付属させること。

内訳	メーカー・品番等		
1	無臭元工業株式会社 ムシュウゲン AF-109	多木化学株式会社 シリカートン SN-5	株式会社日新化学研究所 ビスフォーム TS-10

4 発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。ただし、発注予定数量を上限とし、下限は発注予定数量の8割とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が契約金額（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

5 契約単価等

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合
入札書記載の単価とする。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合
入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

6 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7 納入場所

東広島浄化センター 再利用棟、汚泥処理棟（東広島市西条町田口 10100 番地 1）

8 納入期限

納入日は発注者と受注者で協議の上決定すること。ただし、この期間に東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日は含めない。（午前8時30分から午前12時の間に納入すること。）

9 納入方法等

18リットル缶（16～18kg程度）による納入とし、1回当たりの納入数は約80缶。

なお、納入時には発注者及び受注者両方で持ち込み缶内の数量を計測確認後、発注者へ納品書を提出すること。

10 提出書類

(1) 契約締結後10日以内：メーカーからの出荷確約書、安全データシート（SDS）

(2) 納入時：納品書、計量伝票（1缶当たりの正確な重量を報告すること）、品質検査書（分析試験成績表等。メーカーによる試験成績でも可）

11 支払方法

月ごとの支払いとする。受注者は検査合格後、納入日が属する月の末日以降に当該履行部分に当たる代金を次のとおり請求することができる。

(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に月間履行数量（kg）の合計を乗じて計算した金額に、その金額の100分の10に相当する金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額とする。

(2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に月間履行数量（kg）の合計を乗じて計算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

なお請求書には、納入ごとの納入月日、数量、単価及び請求ごとの合計金額、消費税の適用税率、消費税の金額等、請求の根拠となる内訳を記載すること。

12 その他

納入時に使用済み缶の回収も合わせて行うこと。

13 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 下水道部 下水道施設課 施設係

TEL 082-420-0403（直通）

FAX 082-420-0404